

改正	昭和四九年	三月三〇日	条例第一六号	平成	三年	三月	七日	条例第一八号
	平成	四年	三月二六日	条例第二八号	平成	七年	三月一〇日	条例第一五号
	平成一二年	三月二四日	条例第二〇号	平成一五年	三月	七日	条例第九号	
	平成一七年	二月二二日	条例第四六号	平成二二年	一月二四日	条例第五六号		

千葉県自然環境保全条例

目次

第一章	総則	(第一条—第四条)
第二章	自然環境保全基本方針	(第五条)
第三章	自然環境保全地域	
第一節	指定等	(第六条—第八条)
第二節	保全	(第九条—第十四条)
第三節	生態系維持回復事業	(第十四条の二—第十四条の五)
第四章	郷土環境保全地域	
第一節	指定等	(第十五条—第十七条)
第二節	保全	(第十八条・第十九条)
第五章	緑地環境保全地域	
第一節	指定等	(第二十条—第二十二条)
第二節	保全	(第二十三条・第二十四条)
第六章	協定	(第二十五条—第二十七条)
第七章	雑則	(第二十八条—第三十五条)
第八章	罰則	(第三十六条—第四十条)
附則		

第一章 総則

全部改正〔平成七年条例一五号〕

(目的)

第一条 この条例は、自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）その他の自然環境の保全を目的とする他の法令と相まって、千葉県環境基本条例（平成七年千葉県条例第二号）の本旨を達成するため、自然環境を保全すべき地域の指定、当該地域における行為の規制その他自然環境の保全に関し必要な事項を定め、生物の多様性の確保その他の自然環境の適正な保全を総合的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

全部改正〔平成七年条例一五号〕、一部改正〔平成二二年条例五六号〕

(県等の責務)

第二条 県、市町村、事業者及び県民は、千葉県環境基本条例第三条に規定する環境の保全についての基本理念にのっとり、自然環境の適正な保全が図られるように、それぞれの立場において努めなければならない。

全部改正〔平成七年条例一五号〕

(基礎調査の実施)

第三条 県は、地形、地質、植生及び野生動物に関する調査その他自然環境の保全のために講ずべき施策の策定に必要な基礎調査を行うよう努めるものとする。

全部改正〔平成七年条例一五号〕

第四条 削除

削除〔平成七年条例一五号〕

第二章 自然環境保全基本方針

(自然環境保全基本方針)

第五条 知事は、自然環境の保全を図るための基本方針（以下「自然環境保全基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 自然環境保全基本方針には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 自然環境の保全に関する基本構想
 - 二 自然環境保全地域、郷土環境保全地域及び緑地環境保全地域の指定その他これらの地域に係る生物の多様性の確保その他の自然環境の保全に関する施策に関する基本的な事項
 - 三 前各号に掲げるもののほか、前号に掲げる地域と自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）その他の自然環境の保全を目的とする法律及び条例に基づく地域との調整に関する基本方針その他自然環境の保全に関する重要事項
- 3 知事は、自然環境保全基本方針を作成しようとする場合には、あらかじめ、千葉県環境審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。
- 4 知事は、自然環境保全基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、自然環境保全基本方針の変更について準用する。

一部改正〔平成一五年条例九号・二二年五六号〕

第三章 自然環境保全地域

第一節 指定等

（指定）

第六条 知事は、次の各号のいずれかに該当する区域のうち、自然的社会的諸条件からみてその区域における自然環境を保全することが特に必要なものを自然環境保全地域として指定することができる。

- 一 すぐれた天然林が相当部分を占める森林の区域（これと一体となつて自然環境を形成している土地の区域を含む。）でその面積が規則で定める面積以上のもの
 - 二 地形若しくは地質が特異であり、又は特異な自然の現象が生じている土地の区域及びこれと一体となつて自然環境を形成している土地の区域でその面積が規則で定める面積以上のもの
 - 三 その区域内に生存する動植物を含む自然環境がすぐれた状態を維持している海岸、湖沼、湿原又は河川の区域でその面積が規則で定める面積以上のもの
 - 四 植物の自生地、野生動物の生息地その他の規則で定める土地の区域でその区域における自然環境が前三号に掲げる区域における自然環境に相当する程度を維持しているもののうち、その面積が規則で定める面積以上のもの
- 2 知事は、自然環境保全地域を指定しようとするときは、あらかじめ、関係市町村長及び審議会の意見をきかなければならない。この場合においては、次条第一項に規定する自然環境保全地域に関する保全計画の案についても、あわせて、その意見をきかなければならない。
 - 3 知事は、自然環境保全地域を指定しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を公告し、その案を当該公告の日から二週間公衆の縦覧に供しなければならない。
 - 4 前項の規定による公告があつたときは、当該区域に係る住民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された案について、知事に意見書を提出することができる。
 - 5 知事は、前項の規定により縦覧に供された案について異議がある旨の意見書の提出があつたとき、又は当該自然環境保全地域の指定に関し広く意見をきく必要があると認めたときは、公聴会を開催するものとする。
 - 6 知事は、自然環境保全地域を指定する場合には、その旨及びその区域を公示しなければならない。
 - 7 自然環境保全地域の指定は、前項の規定による公示によつてその効力を生ずる。
 - 8 第二項前段及び前二項の規定は自然環境保全地域の指定の解除及びその区域の変更について、第二項後段及び第三項から第五項までの規定は自然環境保全地域の区域の拡張について、それぞれ準用する。

（自然環境保全地域に関する保全計画の決定）

第七条 自然環境保全地域に関する保全計画（自然環境保全地域における自然環境の保全のための規制又は事業に関する計画をいう。以下同じ。）は、知事が決定する。

- 2 自然環境保全地域に関する保全計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 保全すべき自然環境の特質その他当該地域における自然環境の保全に関する基本的な事項
 - 二 当該地域における自然環境の特質に即して、特に保全を図るべき土地の区域（以下「特別地区」という。）の指定に関する事項
 - 三 当該地域における自然環境の保全のための規制に関する事項

四 当該地域における自然環境の保全のための事業に関する事項

- 3 知事は、自然環境保全地域に関する保全計画を決定したときは、その概要を公示し、かつ、その自然環境保全地域に関する保全計画を一般の閲覧に供しなければならない。
- 4 前条第二項前段及び前項の規定は自然環境保全地域に関する保全計画の廃止及び変更について、前条第三項から第五項までの規定は自然環境保全地域に関する保全計画の決定及び変更（第二項第二号又は第三号に掲げる事項に係る変更に限る。）について、それぞれ準用する。

一部改正〔平成二二年条例五六号〕

（自然環境保全地域に関する保全事業の執行）

第八条 自然環境保全地域に関する保全事業（自然環境保全地域に関する保全計画に基づいて執行する事業であつて、当該地域における自然環境の保全のための施設で規則で定めるものに関するものをいう。以下同じ。）は、県が執行する。

一部改正〔平成一二年条例二〇号〕

第二節 保全

（特別地区）

第九条 知事は、自然環境保全地域に関する保全計画に基づいて、その区域内に、特別地区を指定することができる。

- 2 第六条第六項及び第七項の規定は、特別地区の指定及び指定の解除並びにその区域の変更について準用する。
- 3 知事は、特別地区を指定し、又はその区域を拡張するときは、あわせて、当該自然環境保全地域に関する保全計画に基づいて、その区域内において次項の許可を受けないで行うことができる木竹の伐採（第十項に規定する行為に該当するものを除く。）の方法及びその限度を指定するものとする。自然環境保全地域に関する保全計画で当該特別地区に係るものの変更（第七条第二項第三号に掲げる事項に係る変更以外の変更を除く。）をするときも、同様とする。
- 4 特別地区内においては、次の各号に掲げる行為は、知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為、第一号から第五号まで若しくは第十号に掲げる行為で森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項若しくは第二項若しくは第二十五条の二第一項若しくは第二項の規定により指定された保安林の区域若しくは同法第四十一条の規定により指定された保安施設地区（以下「保安林等の区域」という。）内において同法第三十四条第二項（同法第四十四条において準用する場合を含む。）の許可を受けた者が行う当該許可に係るもの、第六号に掲げる行為で前項の規定により知事が指定する方法により当該限度内において行うもの又は第七号に掲げる行為で森林の整備及び保全を図るために行うものについては、この限りでない。
 - 一 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。
 - 二 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること。
 - 三 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
 - 四 水面を埋め立て、又は干拓すること。
 - 五 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
 - 六 木竹を伐採すること。
 - 七 知事が指定する区域内において木竹を損傷すること。
 - 八 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。
 - 九 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。）。
 - 十 知事が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺一キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること。
 - 十一 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち知事が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

- 5 前項の許可には、当該自然環境保全地域における自然環境の保全のために必要な限度において、条件を付することができる。
- 6 知事は、第四項各号に掲げる行為で規則で定める基準に適合しないものについては、同項の許可をしてはならない。
- 7 特別地区内において非常災害のために必要な応急措置として第四項各号に掲げる行為をした者は、その行為をした日から起算して十四日以内に、知事にその旨を届け出なければならない。
- 8 第四項の規定により同項各号に掲げる行為が規制されることとなつた時において既に当該行為に着手している者は、その規制されることとなつた日から起算して六月間は、同項の規定にかかわらず、引き続き当該行為をすることができる。
- 9 前項に規定する者が同項の期間内に当該行為について知事に届け出たときは、第四項の許可を受けたものとみなす。
- 10 次の各号に掲げる行為については、第四項及び第七項の規定は、適用しない。
 - 一 自然環境保全地域に関する保全事業の執行として行う行為
 - 二 認定生態系維持回復事業等（第十四条の三第一項の規定により行われる生態系維持回復事業及び同条第二項の確認又は同条第三項の認定を受けた生態系維持回復事業をいう。以下同じ。）として行う行為
 - 三 法令又は条例に基づいて国又は地方公共団体が行う行為のうち、自然環境保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるもの
 - 四 通常の管理行為又は軽易な行為のうち、自然環境保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるもの一部改正〔平成三年条例一八号・一二年二〇号・二二年五六号〕

（野生動植物保護地区）

- 第十条 知事は、特別地区内における特定の野生動植物の保護のために特に必要があると認めるときは、自然環境保全地域に関する保全計画に基づいて、その区域内に、当該保護すべき野生動植物の種類ごとに、野生動植物保護地区を指定することができる。
- 2 第六条第六項及び第七項の規定は、野生動植物保護地区の指定及び指定の解除並びにその区域の変更について準用する。
 - 3 何人も、野生動植物保護地区内においては、当該野生動植物保護地区に係る野生動植物（動物の卵を含む。）を捕獲し、若しくは殺傷し、又は採取し、若しくは損傷してはならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。
 - 一 前条第四項の許可を受けた行為（第十四条第一項後段の規定による協議に係る行為を含む。）を行うためにする場合
 - 二 非常災害のために必要な応急措置を行うためにする場合
 - 三 自然環境保全地域に関する保全事業を執行するためにする場合
 - 四 認定生態系維持回復事業等を行うためにする場合
 - 五 法令又は条例に基づいて国又は地方公共団体が行う行為のうち、自然環境保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるものを行うためにする場合
 - 六 通常の管理行為又は軽易な行為のうち、自然環境保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるものを行うためにする場合
 - 七 前各号に掲げるもののほか、知事が特に必要があると認めて許可した場合
 - 4 前条第五項の規定は、前項第七号の許可について準用する。
一部改正〔平成三年条例一八号・二二年五六号〕

（普通地区）

- 第十一条 自然環境保全地域の区域のうち特別地区に含まれない区域（以下「普通地区」という。）内において次の各号に掲げる行為をしようとする者は知事に対し、規則で定めるところにより行為の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他規則で定める事項を届け出なければならない。ただし、第一号から第三号までに掲げる行為で森林法第三十四条第二項本文の規定に該当するものを保安林等の区域内においてしようとする者は、この限りでない。
- 一 その規模が規則で定める基準を超える建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、その規模が規則で定める基準を超えるものとなる場合における

改築又は増築を含む。)

- 二 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること。
 - 三 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
 - 四 水面を埋め立て、又は干拓すること。
 - 五 特別地区内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
- 2 知事は、前項の規定による届出があつた場合において、自然環境保全地域における自然環境の保全のために必要があると認めるときは、その届出をした者に対して、その届出があつた日から起算して三十日以内に限り、当該自然環境の保全のために必要な限度において、その届出に係る行為を禁止し、若しくは制限し、又は相当の期限を定めて必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。
 - 3 知事は、第一項の規定による届出があつた場合において、実地の調査をする必要があるとき、その他前項の期間内に同項の処分をすることができない合理的な理由があるときは、その理由が存続する間、同項の期間を延長することができる。この場合においては、同項の期間内に、第一項の規定による届出をした者に対して、その旨及び期間を延長する理由を通知しなければならない。
 - 4 第一項の規定による届出をした者は、その届出をした日から起算して三十日を経過した後でなければ、当該届出に係る行為に着手してはならない。
 - 5 知事は、当該自然環境保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、前項の期間を短縮することができる。
 - 6 次の各号に掲げる行為については、第一項から第三項までの規定は、適用しない。
 - 一 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
 - 二 自然環境保全地域に関する保全事業の執行として行う行為
 - 三 認定生態系維持回復事業等として行う行為
 - 四 法令又は条例に基づいて国又は地方公共団体が行う行為のうち、自然環境保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるもの
 - 五 通常の管理行為又は軽易な行為のうち、自然環境保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるもの
 - 六 自然環境保全地域が指定され、又はその区域が拡張された際着手している行為

(中止命令等)

- 第十二条 知事は、自然環境保全地域における自然環境の保全のために必要があると認めるときは、第九条第四項若しくは第十条第三項の規定に違反し、若しくは第九条第五項（第十条第四項において準用する場合を含む。）の規定により許可に附せられた条件に違反した者、前条第一項の規定による届出をせず、同項各号に掲げる行為をした者又は同条第二項の規定による処分に違反した者に対して、その行為の中止を命じ、又は相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。
- 2 知事は、規則で定めるところにより、その職員のうちから自然保護取締員を命じ、前項に規定する権限の一部を行なわせることができる。
 - 3 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
(報告及び検査等)

- 第十三条 知事は、自然環境保全地域における自然環境の保全のために必要な限度において、第九条第四項若しくは第十条第三項第七号の許可を受けた者若しくは第十一条第二項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置をとるべき旨を命ぜられた者に対し、相当の期限を定めて当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、自然環境保全地域の区域内の土地若しくは建物内に立ち入り、第九条第四項各号、第十条第三項本文又は第十一条第一項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、若しくはこれらの行為の自然環境に及ぼす影響を調査させることができる。
- 2 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
 - 3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
一部改正〔平成二二年条例五六号〕

(国等に関する特例)

- 第十四条 国の機関又は地方公共団体が行う行為については、第九条第四項又は第十条第三項第七号

の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、知事に協議しなければならない。

- 2 国の機関又は地方公共団体は、第九条第七項又は第十一条第一項の規定により届出を要する行為をしたとき、又はしようとするときは、これらの規定による届出の例により、知事にその旨を通知しなければならない。

一部改正〔昭和四九年条例一六号・平成二二年五六号〕

第三節 生態系維持回復事業

追加〔平成二二年条例五六号〕

(生態系維持回復事業計画)

第十四条の二 知事は、生態系維持回復事業（自然環境保全地域に関する保全計画に基づいて行う事業であつて、当該地域における生態系の維持又は回復を図るものをいう。以下同じ。）の適正かつ効果的な実施に資するため、自然環境保全地域に関する保全計画に基づき、審議会の意見を聴いて、生態系維持回復事業に関する計画（以下「生態系維持回復事業計画」という。）を定めるものとする。

- 2 生態系維持回復事業計画においては、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 生態系維持回復事業の目標
 - 二 生態系維持回復事業を行う区域
 - 三 生態系維持回復事業の内容
 - 四 前各号に掲げるもののほか、生態系維持回復事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項
- 3 知事は、生態系維持回復事業計画を定めたときは、その概要を公示しなければならない。
- 4 知事は、生態系維持回復事業計画を廃止し、又は変更しようとするときは、審議会の意見を聴かななければならない。
- 5 第三項の規定は、生態系維持回復事業計画の廃止及び変更について準用する。

追加〔平成二二年条例五六号〕

(生態系維持回復事業の実施)

第十四条の三 県は、自然環境保全地域における自然環境の保全のため生態系の維持又は回復を図る必要があると認めるときは、生態系維持回復事業計画に従つて生態系維持回復事業を行うものとする。

- 2 国及び他の地方公共団体は、規則で定めるところにより、その行う生態系維持回復事業について生態系維持回復事業計画に適合する旨の知事の確認を受けて、生態系維持回復事業計画に従つてその生態系維持回復事業を行うことができる。
- 3 国及び地方公共団体以外の者は、規則で定めるところにより、その行う生態系維持回復事業について、その者がその生態系維持回復事業を適正かつ確実に実施することができ、及びその生態系維持回復事業が生態系維持回復事業計画に適合する旨の知事の認定を受けて、生態系維持回復事業計画に従つてその生態系維持回復事業を行うことができる。
- 4 第二項の確認又は前項の認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
 - 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 生態系維持回復事業を行う区域
 - 三 生態系維持回復事業の内容
 - 四 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 5 前項の申請書には、生態系維持回復事業を行う区域を示す図面その他の規則で定める書類を添付しなければならない。
- 6 第二項の確認又は第三項の認定を受けた者は、第四項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、国及び他の地方公共団体にあつては知事の確認を、国及び地方公共団体以外の者にあつては知事の認定を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。
- 7 前項の確認又は同項の認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
- 8 第五項の規定は、前項の申請書について準用する。

9 第二項の確認又は第三項の認定を受けた者は、第六項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

追加〔平成二二年条例五六号〕

(認定の取消し)

第十四条の四 知事は、前条第三項の認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の認定を取り消すことができる。

- 一 生態系維持回復事業計画に従って生態系維持回復事業を行っていないと認めるとき。
- 二 その生態系維持回復事業を適正かつ確実に行うことができなくなつたと認めるとき。
- 三 前条第六項又は第九項の規定に違反したとき。
- 四 次条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 五 偽りその他の不正の手段により前条第三項又は第六項の認定を受けたとき。

追加〔平成二二年条例五六号〕

(報告徴収)

第十四条の五 知事は、第十四条の三第三項の認定を受けた者に対し、その生態系維持回復事業の実施状況その他必要な事項に関し報告を求めることができる。

追加〔平成二二年条例五六号〕

第四章 郷土環境保全地域

第一節 指定等

(指定)

第十五条 知事は、歴史的若しくは郷土的に特色のある遺跡若しくは建築物その他の工作物又は地域住民に親しまれてきた由来のある樹木その他の植物若しくは岩石若しくは洞穴、滝その他の地形、地質若しくは自然の現象（以下「郷土記念物」という。）と一体となつた自然環境を形成している土地の区域でその面積が規則で定める面積以上のもののうち、自然的社会的諸条件からみてその区域における自然環境を保全することが特に必要なものを郷土環境保全地域として指定することができる。

2 自然公園法第二条第一号に規定する自然公園の区域及び首都圏近郊緑地保全法（昭和四十一年法律第百一号）第三条第一項の規定により近郊緑地保全区域として指定された区域は、郷土環境保全地域の区域に含まれないものとする。

3 第六条第二項から第八項までの規定は、郷土環境保全地域の指定、指定の解除、その区域の変更及びその区域の拡張について準用する。この場合において、同条第二項後段中「次条第一項に規定する自然環境保全地域に関する保全計画」とあるのは「第十六条第一項に規定する郷土環境保全地域に関する保全計画」と読み替えるものとする。

(郷土環境保全地域に関する保全計画の決定)

第十六条 郷土環境保全地域に関する保全計画（郷土環境保全地域における自然環境の保全のための規制又は施設に関する計画をいう。以下同じ。）は、知事が決定する。

2 第七条第二項（第二号を除く。）から第四項までの規定は、郷土環境保全地域に関する保全計画の決定、廃止及び変更について準用する。この場合において、同条第四項中「第二項第二号又は第三号」とあるのは「第二項第三号」と読み替えるものとする。

(郷土環境保全地域に関する保全事業の執行)

第十七条 郷土環境保全地域に関する保全事業（郷土環境保全地域に関する保全計画に基づいて執行する事業であつて、当該地域における自然環境の保全のための施設で規則で定めるものに関するものをいう。以下同じ。）は、県が執行する。

一部改正〔平成一二年条例二〇号〕

第二節 保全

(行為の届出)

第十八条 郷土環境保全地域の区域内において次の各号に掲げる行為をしようとする者は知事に対し、規則で定めるところにより行為の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他規則で定める事項を届け出なければならない。ただし、第二号から第四号までに掲げる行為で森林法第三十四条第二項本文の規定に該当するものを保安林等の区域内においてしようとする者又は次の各号に掲げる行為で文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第四十三条第一項若しくは第二百二十五条第一項

の規定に該当するものを同法の規定により指定された文化財についてしようとする者若しくは千葉県文化財保護条例（昭和三十年千葉県条例第八号）第十四条第一項若しくは第三十八条第一項の規定に該当するものを同条例の規定により指定された文化財についてしようとする者は、この限りでない。

- 一 郷土環境保全地域に関する保全計画に基づき知事が指定する郷土記念物の現状を変更すること。
 - 二 その規模が規則で定める基準を超える建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、その規模が規則で定める基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）。
 - 三 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること。
 - 四 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
 - 五 水面を埋め立て、又は干拓すること。
 - 六 木竹を伐採すること（郷土環境保全地域に関する保全計画に基づき知事が指定するものを除く。）。
- 2 第十一条第二項及び第三項の規定は郷土環境保全地域の区域内における行為の届出に対する処分及び処分期間の延長について、同条第四項及び第五項の規定は当該区域内における届出に係る行為の着手の制限について、同条第六項の規定は当該区域内における行為について、それぞれ準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第十八条第一項」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第十八条第一項」と、「前項」とあるのは「第十八条第二項において準用する前項」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「第十八条第一項」と、同条第五項中「前項」とあるのは「第十八条第二項において準用する前項」と、同条第六項中「第一項から第三項まで」とあるのは「第十八条第一項、同条第二項において準用する第二項及び第三項」と読み替えるものとする。

一部改正〔昭和四九年条例一六号・平成一七年四六号〕

（準用）

第十九条 第十二条の規定は、郷土環境保全地域の区域内における行為に対する命令について準用する。この場合において、同条第一項中「第九条第四項若しくは第十条第三項の規定に違反し、若しくは第九条第五項（第十条第四項において準用する場合を含む。）の規定により許可に附せられた条件に違反した者、前条第一項」とあるのは「第十八条第一項」と、「同条第二項」とあるのは「同条第二項において準用する前条第二項」と読み替えるものとする。

- 2 第十三条の規定は、郷土環境保全地域の区域内における行為に係る報告並びに当該区域内における検査及び調査について準用する。この場合において、同条第一項中「第九条第四項若しくは第十条第三項第七号の許可を受けた者若しくは」とあるのは「第十八条第二項において準用する」と、「第九条第四項各号、第十条第三項本文又は第十一条第一項各号」とあるのは「第十八条第一項各号」と読み替えるものとする。
- 3 第十四条第二項の規定は、郷土環境保全地域の区域内において国の機関又は地方公共団体が行う行為について準用する。この場合において、同項中「第九条第七項又は第十一条第一項」とあるのは「第十八条第一項」と、「したとき、又はしようとするとき」とあるのは「しようとするとき」と、「これら」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。

一部改正〔昭和四九年条例一六号・平成二二年五六号〕

第五章 緑地環境保全地域

第一節 指定等

（指定）

第二十条 知事は、地域住民の健全な心身の保持若しくは増進に、又は公害若しくは災害の防止その他生活環境の維持にその効果が著しいと認められる自然環境を形成している樹林地、水辺地その他の区域であつてその面積が規則で定める面積以上のもののうち、自然的社会的諸条件からみてその区域における自然環境を保全することが特に必要なものを緑地環境保全地域として指定することができる。

- 2 第六条第二項から第八項までの規定は緑地環境保全地域の指定、指定の解除、その区域の変更及びその区域の拡張について、第十五条第二項の規定は緑地環境保全地域の区域について、それぞれ準用する。この場合において、第六条第二項後段中「次条第一項に規定する自然環境保全地域に関する保全計画」とあるのは「第二十一条第一項に規定する緑地環境保全地域に関する保全計画」と

読み替えるものとする。

(緑地環境保全地域に関する保全計画の決定)

第二十一条 緑地環境保全地域に関する保全計画（緑地環境保全地域における自然環境の保全のための規制又は施設に関する計画をいう。以下同じ。）は、知事が決定する。

2 第七条第二項（第二号を除く。）から第四項までの規定は、緑地環境保全地域に関する保全計画の決定、廃止及び変更について準用する。この場合において、同条第四項中「第二項第二号又は第三号」とあるのは「第二項第三号」と読み替えるものとする。

(緑地環境保全地域に関する保全事業の執行)

第二十二条 緑地環境保全地域に関する保全事業（緑地環境保全地域に関する保全計画に基づいて執行する事業であつて、当該地域における自然環境の保全のための施設で規則で定めるものに関するものをいう。以下同じ。）は、県が執行する。

一部改正〔平成一二年条例二〇号〕

第二節 保全

(行為の届出)

第二十三条 緑地環境保全地域の区域内において次の各号に掲げる行為をしようとする者は知事に對し、規則で定めるところにより行為の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他規則で定める事項を届け出なければならない。ただし、第一号から第三号までに掲げる行為で森林法第三十四条第二項本文の規定に該当するものを保安林等の区域内においてしようとする者は、この限りでない。

一 その規模が規則で定める基準をこえる建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、その規模が規則で定める基準をこえるものとなる場合における改築又は増築を含む。）。

二 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること。

三 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。

四 水面を埋め立て、又は干拓すること。

五 木竹を伐採すること（緑地環境保全地域に関する保全計画に基づき知事が指定するものを除く。）。

2 第十一条第二項及び第三項の規定は緑地環境保全地域の区域内における行為の届出に対する処分及び処分期間の延長について、同条第四項及び第五項の規定は当該区域内における届出に係る行為の着手の制限について、同条第六項の規定は当該区域内における行為について、それぞれ準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第二十三条第一項」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第二十三条第一項」と、「前項」とあるのは「第二十三条第二項において準用する前項」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「第二十三条第一項」と、同条第五項中「前項」とあるのは「第二十三条第二項において準用する前項」と、同条第六項中「第一項から第三項まで」とあるのは「第二十三条第一項、同条第二項において準用する第二項及び第三項」と読み替えるものとする。

一部改正〔昭和四九年条例一六号〕

(準用)

第二十四条 第十二条の規定は、緑地環境保全地域の区域内における行為に対する命令について準用する。この場合において、同条第一項中「第九条第四項若しくは第十条第三項の規定に違反し、若しくは第九条第五項（第十条第四項において準用する場合を含む。）の規定により許可に附せられた条件に違反した者、前条第一項」とあるのは「第二十三条第一項」と、「同条第二項」とあるのは「同条第二項において準用する前条第二項」と読み替えるものとする。

2 第十三条の規定は、緑地環境保全地域の区域内における行為に係る報告並びに当該区域内における検査及び調査について準用する。この場合において、同条第一項中「第九条第四項若しくは第十条第三項第七号の許可を受けた者若しくは」とあるのは「第二十三条第二項において準用する」と、「第九条第四項各号、第十条第三項本文又は第十一条第一項各号」とあるのは「第二十三条第一項各号」と読み替えるものとする。

3 第十四条第二項の規定は、緑地環境保全地域の区域内において国の機関又は地方公共団体が行う行為について準用する。この場合において、同項中「第九条第七項又は第十一条第一項」とあるのは「第二十三条第一項」と、「したとき、又はしようとするとき」とあるのは「しようとするとき」

と、「これら」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。

一部改正〔昭和四九年条例一六号・平成二二年五六号〕

第六章 協定

(自然環境保全協定)

第二十五条 知事は、自然環境の保全のために必要があると認めるときは、次の各号に掲げる行為をしようとする者との間において、自然環境の保全に関する協定を締結することができる。

- 一 第九条第四項第一号から第五号までに掲げる行為
- 二 木竹を伐採し、又は損傷すること。
- 三 家畜を放牧すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、規則で定める行為

(緑化協定)

第二十六条 知事は、公害又は災害の防止その他生活環境を維持するために必要があると認めるときは、規則で定める面積以上の土地を所有し、又は管理する者との間において、その所有し、又は管理する土地の緑化に関する協定を締結することができる。

(履行等)

第二十七条 前二条の規定による協定の締結について知事の申し入れを受けた者は、これに応ずるよう努めなければならない。

- 2 知事は、前二条の規定による協定を締結したときは、その履行について助言又は勧告をし、その他必要な措置を講ずるものとする。

第七章 雑則

(実地調査)

第二十八条 知事は、保全地域（自然環境保全地域、郷土環境保全地域及び緑地環境保全地域をいう。以下同じ。）の指定若しくはその区域の拡張、保全計画（自然環境保全地域に関する保全計画、郷土環境保全地域に関する保全計画及び緑地環境保全地域に関する保全計画をいう。以下同じ。）の決定若しくは変更又は保全事業（自然環境保全地域に関する保全事業、郷土環境保全地域に関する保全事業及び緑地環境保全地域に関する保全事業をいう。以下同じ。）の執行に関し、実地調査のため必要があるときは、その職員に、他人の土地に立ち入り、標識を設置させ、測量させ、又は実地調査の障害となる木竹若しくはかき、さく等を伐採させ、若しくは除去させることができる。ただし、法律又は他の条例に実地調査に関する規定があるときは、当該規定の定めるところによる。

- 2 知事は、その職員に前項の規定による行為をさせようとするときは、あらかじめ、土地の所有者（所有者の住所が明らかでないときは、その占有者。以下この条において同じ。）及び占有者並びに木竹又はかき、さく等の所有者にその旨を通知し、意見書を提出する機会を与えなければならない。
- 3 第一項の職員は、日出前及び日没後においては、宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入ってはならない。
- 4 第一項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 5 土地の所有者若しくは占有者又は木竹若しくはかき、さく等の所有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立ち入りその他の行為を拒み、又は妨げてはならない。

(損失の補償)

第二十九条 県は、第九条第四項若しくは第十条第三項第七号の許可を得ることができないため、第九条第五項（第十条第四項において準用する場合を含む。）の規定により許可に条件を付されたため、又は第十一条第二項（第十八条第二項及び第二十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による処分を受けたため損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。

- 2 前項の補償を受けようとする者は、知事にこれを請求しなければならない。
- 3 知事は、前項の規定による請求を受けたときは、補償すべき金額を決定し、当該請求者にこれを通知しなければならない。
- 4 県は、保全地域の指定若しくはその区域の拡張、保全計画の決定若しくは変更又は保全事業の執行に関し、前条第一項の規定による当該職員の行為によつて損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。
- 5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定による損失の補償について準用する。

一部改正〔平成二二年条例五六号〕

第三十条 削除

削除〔平成一二年条例二〇号〕

(補助)

第三十一条 県は、予算の範囲内において、規則で定めるところにより、樹木又は緑地の保全のために奨励金等の支給を行なっている市町村に対して、その奨励金等の支給に要する費用の一部を補助することができる。

(固定資産税減収額に対する補てん)

第三十二条 県は、市町村が地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第六条の規定により自然環境の保全のため保全地域の区域内の土地等について固定資産税を課税せず、又は固定資産税に係る不均一の課税をした場合であつて、その課税せず、又は不均一の課税をしたことにより当該市町村の財政に影響が生じたと認められるとき、その他知事が必要と認めるときは、規則で定めるところにより、当該市町村に対して、その課税せず、又は不均一の課税をしたことにより生じた固定資産税の減収額の一部を補てんするものとする。

(自然保護指導員)

第三十三条 知事は、自然環境の保全に関する思想の普及並びに保全地域における自然環境の保全のための指導及び監視を行なわせるため、規則で定めるところにより、自然保護指導員を置くことができる。

(土地の買入れ等)

第三十四条 県は、自然環境の保全のために特に必要があると認めるときは、保全地域の区域内の土地を買入れ、又は借り受ける等の適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、前項の規定により買入れ、又は借り受けた土地について、この条例の目的に従つて適切に管理するものとする。

(委任)

第三十五条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

一部改正〔平成二二年条例五六号〕

第八章 罰則

第三十六条 第十二条第一項又は第二項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一部改正〔平成四年条例二八号・二二年五六号〕

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第九条第四項又は第十条第三項の規定に違反した者

二 第九条第五項（第十条第四項において準用する場合を含む。）の規定により許可に付された条件に違反した者

三 第十九条第一項及び第二十四条第一項において準用する第十二条第一項又は第二項の規定による命令に違反した者

一部改正〔平成四年条例二八号・二二年五六号〕

第三十八条 第十一条第二項（第十八条第二項及び第二十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

一部改正〔平成四年条例二八号・二二年五六号〕

第三十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十一条第一項、第十八条第一項又は第二十三条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十一条第四項（第十八条第二項及び第二十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

三 第十三条第一項（第十九条第二項及び第二十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は立入検査若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

四 第二十八条第五項の規定に違反して、同条第一項の規定による立入りその他の行為を拒み、又は妨げた者

一部改正〔昭和四十九年条例一六号・平成四年二八号・二二年五六号〕

第四十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第三十六条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、自然環境保全法の施行の日から施行する。

附 則（昭和四十九年三月三十日条例第十六号）

（施行期日）

1 この条例は、昭和四十九年五月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の千葉県自然環境保全条例第十一条第一項、第十八条第一項又は第二十三条第一項の規定による届出をしている行為については、改正後の千葉県自然環境保全条例第十一条第四項（第十八条第二項及び第二十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

附 則（平成三年三月七日条例第十八号）

この条例は、平成三年七月一日から施行する。

附 則（平成四年三月二十六日条例第二十八号）

（施行期日）

1 この条例は、平成四年五月六日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成七年三月十日条例第十五号）

この条例は、平成七年四月一日から施行する。

附 則（平成十二年三月二十四日条例第二十号）

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成十五年三月七日条例第九号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成十五年四月一日から施行する。（後略）

附 則（平成十七年二月二十二日条例第四十六号）

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成二十二年十二月二十四日条例第五十六号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

（経過措置）

4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

5 前三項に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。